

# 共済組合制度の概要

## 1 地方公務員の共済制度

わが国の社会保険制度のうち、地方公務員の共済制度については、次のように定められています。（地方公務員法第43条）

- (1) 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害、死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が実施されなければならない。
- (2) 共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気、負傷により退職若しくは死亡した場合に、職員又はその遺族に対する退職年金が給付される制度が含まれていなければならない。
- (3) 退職年金に関する制度は、職員の退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその被扶養者が、その後に適当な生活の維持を図ることができることを目的とするものでなければならない。
- (4) 共済制度は、国の制度との間に権衡を失しないように考慮されていなければならない。
- (5) 共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。
- (6) 共済制度は、法律によってこれを定める。

以上を受け、地方公務員等共済組合法（地共法）が定められています。

## 2 公立学校共済組合

地共法第3条第1項第2号に定めるとおり、「公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員」を組合員として、公立学校共済組合が設けられています。

公立学校共済組合は、地共法の定めにより、組合員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、

- (1) **短期給付事業**（民間の健康保険制度に相当する）
- (2) **長期給付事業**（民間の厚生年金制度に相当する）
- (3) **福祉事業**

の3種類の事業を行っています。

共済組合は、公務の能率的運営に資するとともに、相互救済を目的とするものであ

るため、その事業に係る財源は、組合員の拠出する掛金を基礎とし、これに社会保障及び公務運営の見地から地方公共団体等が負担する負担金を併せ、まかなうこととされています。

☆☆参照条文☆☆

法113条、定款23条・24条・27条

### 3 掛 金

#### (1) 掛金の徴収期間

掛金は、組合員の資格を取得した日（採用等の日）の属する月から、その資格を喪失した日（退職等の日の翌日）の属する月の前月までの各月について徴収（給与からの源泉控除）されます（介護掛金については、40歳に達した月（誕生日の前日）から65歳に達した月の前月まで徴収されます。）。

#### (2) 掛金の額

##### ア 給 料

月の初日の給料額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）を基礎に、掛金率を乗じて算出します。なお、休職等により給料の全部又は一部が支給されない場合においても、掛金の基礎となる給料は、これを減額しないで算定します。

##### イ 期末手当等

期末手当及び勤勉手当の合計額(1,000円未満の端数は切り捨て)を標準として、掛金率を乗じて算出します。

#### (3) 育児休業中の掛金免除

育児休業期間中の共済組合の掛金は、組合員からの申出により免除されます。掛金が免除された期間であっても、共済組合が行う短期給付や退職共済年金等の年金額を算定する場合等には、掛金が徴収されている期間と同様に取り扱われます。

##### ア 対象者

「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の規定による育児休業（部分休業及び育児短時間勤務については（4）を参照。）をしている組合員。

##### イ 掛金の免除期間

育児休業期間中の掛金について、育児休業取得者からの申出に基づき、育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの掛金（短期、介護及び長期掛金）が免除されます。

##### ウ 掛金免除の申出

育児休業等掛金免除申出書（支部様式第42号）を1部提出してください。

## エ 育児休業期間変更の申出

育児休業等掛金免除変更申出書(支部様式第42号の2)を1部提出してください。

### (4) 育児部分休業及び育児短時間勤務に係る掛金の免除

「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の規定による部分休業又は育児短時間勤務の承認を受けた場合で給料の一部を受け取る月については、申出により当該月の長期給付に係る掛金のうち、給料額から給料の一部に相当する額を控除した額に掛金率を乗じて得た額については免除されます。

#### ア 掛金の免除期間

部分休業及び育児短時間勤務中の掛金について、申出に基づき、部分休業又は育児短時間勤務を開始した日の属する月から、次のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までの長期掛金の一部が免除されます。

- 1 子が3歳に達したとき
- 2 組合員が死亡したとき、又は退職したとき
- 3 子が死亡したときその他組合員が子を養育しないこととなったとき
- 4 育児休業等を開始したとき

#### イ 掛金免除の申出

育児部分休業等掛金免除申出書(支部様式第42号)を1部提出してください。

#### ウ 育児休業期間変更の申出

育児部分休業等掛金免除変更申出書(支部様式第42号の2)を1部提出してください。

### (5) 海外居住者等の介護保険の取扱い

40歳以上65歳未満の組合員が日本国内に住所を有しなくなった場合又は身体障害者療養施設等に入所した場合は、介護保険第2号被保険者の資格を喪失することとなるため、介護保険第2号被保険者資格喪失届書(支部様式第41号)を提出することにより介護掛金は徴収されません。

なお、資格喪失事由に該当しなくなった場合にも、速やかに介護保険第2号被保険者資格取得届書(支部様式第41号)を提出してください。

## 4 負担金

次のとおり、地方公共団体等から徴収されています。

種別	費用区分	地方公共団体等の負担割合
短期負担金	短期給付に要する費用	50/100 (50/100は掛金)
	福祉事業に要する費用	50/100 (50/100は掛金)
	育児・介護休業手当金に要する費用	100/100
介護負担金	介護納付金の納付に要する費用	50/100 (50/100は掛金)
長期負担金	長期給付に要する費用	50/100 (50/100は掛金)
	公務等による障害・遺族共済年金に要する費用	100/100
	基礎年金拠出金に係る負担に要する費用	100/100
事務費負担金	共済組合の事務に要する費用	100/100

### (参考) 掛金率及び負担金率表

区分	給料			期末手当等		
	掛金率 (組合員)	負担金率 (地方公共団体等)	給料の 最高限度額	掛金率 (組合員)	負担金率 (地方公共団体等)	手当の 最高限度額
短期	43.65 /1,000	44.08 /1,000	968,000円 (月額)	34.92 /1,000	35.26 /1,000	5,400,000円 〔年度の 累計額〕
介護	5.24 /1,000	5.24 /1,000		4.19 /1,000	4.19 /1,000	
長期	99.1375 /1,000	135.7625 /1,000	496,000円 (月額)	79.31 /1,000	108.61 /1,000	1,500,000円 (支給期ごと)

(平成23年9月1日現在)

### ☆☆参照条文☆☆

法113条・114条・114条の2・115条

施行規程163条・164条の3・164条の4

様式名	<u>育児休業等(育児部分休業等)掛金免除申出書</u>	<u>記載例</u>
	支部様式第42号	
	<u>育児休業等(育児部分休業等)掛金免除変更申出書</u>	<u>記載例</u>
	支部様式第42号の2	
	<u>介護保険第2号被保険者資格取得・喪失届書</u>	<u>記載例</u>
	支部様式第41号	